

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 社会政策より見たる加奈陀官営年金制度 |
| Sub Title | |
| Author | 松崎, 寿 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1916 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.2 (1916. 2) ,p.216(102)- 230(116) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0102 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會政策より觀たる加奈陀

官營年金制度

(Political Science Quarterly, vol. XXX, No. 3, Sept. 1915 所載 F. A. Carman, Canadian Government Annuities 梗概紹介)

松崎 壽

目次

- 一、序説
- 二、加奈陀官營年金制度の一斑
- 三、諸國養老年金制度との比較
- 四、加奈陀に普及せる年金の種類
- 五、年金契約者の職業別及社會階級別
- 六、結論

一 序説

五十年前に於ける老貧者問題 (Problem of poverty in old age) の一般的解決策—假りに解

決と稱し得べくんば—は僅に救貧院の施設を以て満足するの有様なりしが、爾來約半世紀の星霜を経たる今日に於ては、老貧者に對し徒に窮民の汚名を冠せしむること莫くして彼等の生活可及的安固ならしむべき各種の方策を講ずるに至れり。而して現今此種の方策の根柢に横はれる一大主義は、國家が勞働者を保護して老衰に伴ふ種々の困難を排除するの義務を有すと認むるもの是にして、彼の年金制度の如きは正に此思潮を表示せる一方策に外ならざるなり。予は今本稿に於て加奈陀の官營年金制度が果して叙上の社會政策的使命を有するや否やを驗せんと欲す。

元來年金制度は必ずしも其内容を一にするものには非ずして、英國及び新西蘭の養老年金の如きは國家が年金基金の全部を負擔し、年金受給者(Beneficiary)は之に對して豫め何等の齎金をも要求せらるゝことなしと雖も、歐洲大陸の諸

國例へば瑞西、白耳義、獨逸、佛蘭西等の制度は聊か之と異り、國家の補助金以外に年金受給者に對しても少許の齎金を爲さしむ。而して斯る場合に國家の補助金は亦種々の形式を採るものにして、即ち獨逸に於ては政府は常に一定額の齎金を爲し、白耳義、「ニューシヤテル」、瑞西等にては政府の補助額は必ずしも固定せざるが如き是なり。要するに是等の制度は其根本的特質として年金事業經營の費用は勿論其基金をも可成國庫の支辨に委せんとするものなれども、之に反し「マサチューセツ」の年金に於ては州政府は直接に補助金を下附することなく、一切の經費は齎金を以て支辨するを原則となし、單に不足の場合に於てのみ政府の補助を仰ぐことなせり。

然るに加奈陀の官營年金制度に於ては當初より經費を政府の負擔として齎金を以て之に充つることなく、且齎金は普通の市場利率に比し幾

分高き利率を基礎として算出し、總て之を基金に繰入るゝの方針を採れり。従つて此制度は「マサチューセツ」と他の歐洲大陸諸國との略ぼ中間に立てるものと云ふべきなり。其結果加奈陀の齎金利率は政府が年金基金に對して直接の補助を爲す歐洲諸國に比し低廉なるを得ざれども「マサチューセツ」に行はるゝものに比すれば著しく低率なり。

二 加奈陀官營年金制度の一斑

加奈陀の官營年金制度は一九〇八年、當時の商務卿「リチャード、カートライト」の立案に成り、「ウィイルフレッド、ラウリヤール」等の助力にして成立したるものにして、該制度創設の一因は養老年金に對する運動を鎮靜せんが爲めなりき。然れども實際に於ては殆んど何等の効果をも奏せず、年金制度の樹立せられたるにも拘はらず、養老年金に對する運動は今尙政界の間題たり。夫は兎に角現行年金法は上述の如く一

九〇八年の制定に係り、爾後三回（一九〇九—一〇一三年）の修正を経て今日に至りたるものなり。而して同法の根柢となれる主義は次の四なりとす。但し此等の條件は必ずしも法律の明文を以て規定せられたるものにはならず。

- 一、年金の給與は國家の保證を有す。
- 二、醜金の中斷又は停止せる場合に於ても年金契約を無効と爲すことなし。
- 三、年金は債務の對價として質入讓渡し又は其差押を爲すを得ず。
- 四、年金は特定の場合の外其開始期以前に給與を爲すを得ず。

加奈陀の年金制度が他國の養老年金と異なる點は政府の補助金の直接なると間接なるとに由るものなれども、此制度に於ても前述の如く二種の方法即ち其の一は醜金算出の利率に於て、其の二は經費の支辨に於て政府の補助を享け居れり。詳言すれば醜金は總て四分の利率を基礎と

單に政府の帳簿上名目の存するのみにして、隨時國庫の流用を許し、年金契約者は自己の醜金に對して政府の保證を受くるものとす。但し政府は普通の保險業に類似せる定額の支拂準備金を保持するの要あるや勿論なり。要するに今日の狀態にては年金基金は全く自立にして、利率の差額に對する政府の補助も實際上存在せざるなり。

加奈陀の年金には直接年金(Immediate annuity)と据置年金(Deferred annuity)との二種ありとも、直接年金は其性質上老衰者の救濟手段となること極めて少し。尤も老年者が勤儉貯蓄によりて得たる資金を最も有利有效なる方面に放資せんとするが如き場合には、同年金の利用を看ることもなきに非ざれども、此は稀有の事例なるのみならず、契約の總件數に比較するも此種の年金は僅に其六分の一に過ぎざるを以て、主として社會政策上の觀察に止めんとする本論に於て

して算出するの規定なるが、此率は本法定當時現存の公債に比すれば幾分高きを以て其差額は間接の補助金となりしなり。然れども最近に及び政府は公債に對して五分以上の利子を仕拂ふに至りしを以て右の補助金は自然に消滅に歸せるの理なり。經營費に對する政府の補助金は現今一箇年三萬弗に及べり。而して本法制定以來最も多額の經費を要したるは一九一〇—一一年度の三萬九千弗なりしと云ふ。尙經營費は平均其五「パーセント」を醜金より支辨するの定めなりしが、是れが爲めに其利率を増加するの必要は毫も無之かりしが如し。

當初年金基金は商務省(Department of Trade & Commerce)の保管に委せしが、一九一一年の政變以來は通信省(Post Office Department)内の年金局(annuity branch)の管掌に遷され、一切の醜金は合成基金(Consolidated fund)の内に投入せらるることとなり。されば年金基金と稱するも

は、直接年金には觸接するの必要莫かるべきなり。

据置年金にも亦種々の契約方法あり。總て年金契約は五歳より之を爲すを得べく、斯る場合には親權者又は保護者の名に於て其申込を爲すものとす。醜金の拂込方法は定期又は隨時の二種に分れ、又年金契約者は何時にても其醜金を停止すること自由なり。但し醜金を中斷又は停止せる場合には其醜出額に相當する年金を給與せらるべきも、若し其額が最低五十弗の年金をも購入するに足らざりし時は其醜出額に年三分の複利を附して返戻せらる。年金は勞働不能の場合の外五十五歳以前に給與を受くるを得ざれども當事者の希望によりて開始期を延期するは差支なし。唯八十五歳以上に延期するも其醜金料率は之を低減するを得ざるものとせり。現今年金の最高限度は一千弗なり。然れども本制度の創設せられたる當時には最高限度を六百弗と

なし、夫婦は單獨にも亦共同にも同額以上の契約を爲すを得ざりしが、一九一三年以來一千弗に改め又夫婦は單獨なると共同なるとを問はず各自の金額を右の限度に達せしむるを得るに至れり。而して共同契約の場合には年金の給與が最後の生存者に迄繼續すると否とは全く當事者の隨意なり。

贖金は年金局に對して直接拂込を爲し、或は各地の郵便爲替局(Money-order post offices)を経て之を爲すを得べく、据置年金の場合には其拂込方法は豫め年金局より指定せらる。其他特殊の條項により郵便貯金を以て年金の購入費に充つる爲め其振替を郵便貯金局(Post-office savings banks)に請求するを得べし。又雇主は傭者と協約を結びて年金を購入し得べく斯る場合には其購入資金は特約に従ひて當事者の間に分配せらるべきものとす。總て年金契約を爲すに際しては普通の生命保険に於けるが如き身體検査を要

することなし。贖金の利率は契約の種類、申込者の年齢並に年金開始の年齢等によりて差等あるは勿論にして、例へば同法に於て最も早き開始年齢—常習より云ふも適當の年齢なる—たる五十五歳を採り、之に對して百弗の年金を契約するものとせば、毎月の贖金は次の如き割合となるべし。但し左記の年齢は夫々契約を爲せる時期を示せるものなり。此表の内甲種契約(A)と云ふは若し契約者が年金開始前に死亡する時は其贖出額は三分の複利を附して相續者に返戻せらるゝものにして、乙種契約(B)とは全く此種の割戻金のなきものを云ふ。

| 契約締結年齢 | 甲種契約 | | 乙種契約 | |
|--------|------|------|------|------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 二〇 | 一・二七 | 一・三八 | 一・〇一 | 一・一〇 |
| 二五 | 一・六八 | 一・八三 | 一・三七 | 一・四九 |
| 三〇 | 二・二八 | 二・四八 | 一・九〇 | 二・〇七 |
| 三五 | 三・二一 | 三・四九 | 二・七四 | 二・九九 |

四〇 四・八〇 五・二二 四・二二 四・六〇
 四五 八・〇四 八・七四 七・三一 七・九八
 五〇 一七・八六 一九・四一 一六・九〇 一八・四三

特殊の年金契約例へば保證年金 (Guaranteed annuity) 共同生存年金 (Joint survivor annuity) 等に對する利率は別に年金局に於て確定せり。保證年金とは二十年を超過せざる期間年金の繼續する契約にして其利率は普通の生命年金より高し。而して此種の契約に於ては年金受給者にして保證期間の滿了前死亡する時は、未了期間に對する年金は其指定せる者(通常相續人)に給與せられ、若し又受給者が保證期間後生存せば其生存中は何等の報償なくして年金の繼續するものなり。前表に於て贖金利率が女子に對して高き年金給與の年齢に於ける生存見込年數が男子に比し長きを以てなり。

るものなるを以て、其内容は大に社會政策の思潮を加味せざるべからざるや勿論なり。随つて之を諸國の養老年金制度と比較評論するも必ずしも失當には非るべし。現今世界に於ける養老年金の代表的制度は之を二個に大別するを得べし、一は獨逸の養老保険にして二は英國及び新西蘭の養老年金制度是なり。即ち前者に於ては國家が年金基金の大部分を補助し、後者に在りては國家が其全部を負擔することは冒頭既に一言せる所なり。

獨逸の老廢保險に關しては今茲に詳説するの暇なしと雖も、其骨子は勞働者の所得に比例して年金額を最低百十馬克より最高二百三十馬克即ち二十六弗十八仙より五十四弗七十四仙迄と爲し、此間を五級に區別せることにして此年金の給與を享くるが爲めには千二百週間即ち約二十五箇年間毎週同一の贖金を爲さるべからず。贖金は雇傭者の雙方平等に負擔し、政府は

三 諸國養老年金制度との比較

加奈陀の官營年金制度は前述せる如く養老年金に對する運動を掣肘せんが爲め創設せられた

一件に就き一箇年五十馬克宛の補助金を下附す。年金の開始期は勞働能力の奈何に拘はらず七十歳とせり。今此制度と加奈陀年金制度との間の料率を比較するに、獨逸に於ては四十五歳前後を以て年金契約を爲すこと一般の風習と成り居れるが、若し加奈陀の勞働者にして此年齢に達し、獨逸の最低年金と同額の契約を結ぶものとせば其醜金は一週五仙となるべし、然るに獨逸に於ては雇傭者共同して一週四仙を醜出せば可なるなり。同一の條件に於て獨逸の最高年金と同額の契約は加奈陀に在りては一週十一仙となれども、獨逸に在りては十一仙半の割合にして此場合には獨逸の方却て高きが如し。然れども加奈陀の勞働者は一層長期に亘りて其醜金を爲し斯くして其率を低減せしめ得るの利益あり。即ち若しも三十五歳にて年金契約を爲さば前條の最低年金は一週二仙半、又最高年金は一週五仙半の醜金を要するに止まるべく、又二十

五歳にて契約を爲さば其割合は一層減少して前者は一週二仙、後者は一週三仙を要するに過ぎざるべし。

英國の養老年金は七十歳開始にして其給與額は通常一週に就き五志なるが故に、之を米貨に換算せば年額大凡六十二弗五十仙となる。今加奈陀の制度の下に於て同額の年金を購入するものとせば、四十五歳の契約に於ては一週十二仙半の醜金を要すべく、三十五歳にしては其半額にて足り、又二十五歳の契約にては一週三仙半にて可なるべきなり。

新西蘭の養老年金は英國の倍額即ち約二十五弗にして、其給與の開始期は五年早く六十五歳なり。今同一條件の年金を加奈陀に於て購入するとせば、四十五歳の契約に於て一週五十一仙の醜金を要すべく又三十五歳にて一週二十五仙二十歳にて同じく十仙を醜出せざるべからず。是に由りて之を觀れば新西蘭の如き高き養老年

金は其儘之を加奈陀に移植するも、恐らく比較的上層階級の勞働者に非ずんば之を利用するを得ざるべし。固より一週十仙の貯蓄を爲すは常備勞働者に對して必ずしも不可能の注文にはあらざるべしと雖も、斯る醜金を約五十年の久しきに亘りて間斷なく繼續せしめむとするが如きは、彼等の心理状態より判斷して甚だ至難の提案と云はざるべからず。要するに斯る長期の醜金に對する障害は道德てう語を非常に汎き意味に解すれば、經濟上よりは寧ろ道德上の根據を有するものと云ふべきなり。然れども批難は英國の養老金を加奈陀に適用したる場合には同一の眞理を包含するものにはあらず。何となれば人生の全過程より觀察して四十五歳より七十歳に至る間は比較的短き期間なるを以て、此間に一週十二志半の負擔を課するも其苦痛を感ずる程度は到底二十歳より七十歳に至る長期の比にあらざるなり。蓋し忍耐力の強度は其期間の短

縮に比例して旺盛の度を加ふるものなればなり。夫は兎に角現在の加奈陀官營年金制度の下に於ても年金は下層の勞働者間に普及せずして常に幾分生計の餘裕ある階級の間に行はるゝは吾人の實驗する所にして、此事實によりて推斷せば獨逸の如き老廢保險制度を採用するも其效果に決して著しき徑庭は存せざるべし。

想ふに社會政策の一手段として養老年金と單なる年金制度との孰れを採用すべきやは、常に勞働者に對する負擔のみに止まらず、他の方面よりも考慮を廻らさざるべからず。例へば皮相の見解を以てせば年金基金の全部又は大部分を國庫の補助に仰ぐ養老年金制度は勞働者に對して洵に望ましき方策の如しと雖も、若し其費用の源泉が生活必需品に對する課税より生ずるが如き場合に在りては、年金制度の普及は間接に勞働者の負擔を益々増加せしむることゝなるべく、其結果は決して十全なるものには非るな

り。尙養老年金と單なる年金制度との比較を爲すに當りては養老年金制度の存在が一國の賃銀に及ぼす影響、並に養老年金の勤儉貯蓄に及ぼす影響等をも研究するの必要あれども、此等の問題を詳論する時は本論の範圍を脱するが故に今は唯其必要を一言するに止めたり。

四 加奈陀に普及せる年金の種類

最近の事業年度なる一九一四—一五年度末に現存せる加奈陀官營年金の契約總件数は三千六百二十五にして、此内二千八百八は据置年金に屬し、殘餘の六百七十七が直接年金に屬せるのみなり。此件数は年金法實施後六年有餘の成績としては決して良好なりと云ふべからず。然れども加奈陀には尙此外私營年金の行はるゝありて、最近の聯邦保險局(Federal Department of Insurance)の報告に據れば、年金事業を營める生命保險會社は其數三十二社ありて其契約總件数は單獨年金にありて七百九十九、生命保險契約附帶の年

金にありて二百四十三を算せり。尤も以上の私營年金は内國に於ける契約のみを算へたるものにして、實際保險會社の現在保有せる單獨年金の契約件数は總計四千四百六十一に達するを看る。然れども此内三千六百六十二件は外國殊に合衆國に於て締約せられたるものなるが故に、内國の契約は附帶年金を合算するも官營年金件數の三分の一にも及ばざるなり。是れを以て看るも加奈陀の官營年金が良好なる成績を擧げ得ざるの理は容易に付度し得べく、仍ち其原因は全く年金思想が斯國に於て未だ幼稚なるに由るものに外ならざるなり。

前述の如く加奈陀の官營年金制度は其醜金料率の甚だ有利なるにも拘はらず、一般人民の間に普及するを得ざりき。然れども此制度が主として中産階級以下の間利用せられたるは掩ふべからざる事實にして、其現象は直接年金の極めて僅少なること、並に据置年金の分配状態に

よりて窺ふを得べし。即ち年金局は毎年男女間の契約件數の割合、年金額及び契約の年齢等に關する詳細なる報告を發表し來れるが、今一九一三—一四年度の報告に徴すれば契約總件數の六一・五〇「パーセント」は男子にして、三八・五〇「パーセント」は女子なり。又男子契約の内五十七「パーセント」は五十弗より百五十弗に至る年金にして、女子に就て云へば此金額の契約は五十六「パーセント」を占む。之に次で割合の多きは百五十弗乃至二百五十弗の契約にして其割合男子は十四「パーセント」、女子は十九「パーセント」に當れり。更に上りて二百五十弗乃至三百五十弗の契約に至れば男子は十二「パーセント」、女子は十三「パーセント」となり、其以上の年金に在りては契約件數は著しく減少せり。

次に官營年金の契約者に就て第一に注意すべき點は夫が中産階級以下の間流布せるのみな

らず、放資を爲さんとする者に倚りても比較的多く利用せらるゝことにして、換言すれば多少の資産を有する階級者間にも亦其利用を看ることとなり。蓋し其然る所以は新大陸の人民が一般に老後に對する準備として資金を蓄積せんとするが如き觀念を有すること薄く、寧ろ其現在の保有額を増殖せんことのみ腐心するが故にして、是れ年金制度が新大陸に於て萎靡振はざる最も重要な原因なり。従つて多くの歡迎を受けたる年金は放資の要件を具備すると共に、老後の準備と爲し得べき種類にして、彼の甲種契約は正に此目的に適應せり。何となれば既説の如く甲種契約に於ては年金の開始前に契約者の死亡する時は、該醜金は三分の複利を附して返戻せらるゝを以てなり。實に此理由により乙種契約は甲種契約の約七分の一に過ぎざるなり。官營年金に就て第二に注意すべき點は年金契約者が可及的早く年金の開始を希望せること

是なり。法律に於て規定せる年金開始の最低年齢は五十五歳なるが、全契約の四十五「パーセント」は此年齢を約定せり。次に多きは六十歳開始にして約三十「パーセント」を占め、六十五歳乃至七十歳開始の契約は極めて稀なり。此點は英獨諸國の養老年金に比し著しく尙早なる所にして、是れ加奈陀の年金契約者は其開始期を延長して年金額を増加するよりも、寧ろ少額なるも可成早く之を得んことを希望するに由るものと云ふべきなり。

斯くの如く契約者は年金開始の早きを欲するのみならず、可及的其實實なることを希望せり。是れを以て一定期間の満了後生存せる時は本人へ給與し、又同期間の満了後死亡する時は未了期間の年金を相続人に支給する彼の保證契約は最も確實なるものとして歓迎せられ、殊に甲種契約に於ける此種の保證年金は汎く流布せり。一九一三—一四年度の報告によれば同年度末に

現存せし全契約の内四十「パーセント」餘は此種類に屬し、据置年金のみに就て觀察せば此種の契約は五十「パーセント」を越ゆるの有様なり。今實數を以て之を示せば前者は三千三百八十一件の内千六百八件にして、後者は二千八百五十件の内千四百八十九件に及べり。然るに單純なる乙種契約は三百四十二件にして僅に總數の約十「パーセント」に達せるのみ。是等の數字は明かに加奈陀の年金契約者の多くが年金を目するに放資を以てするの事實を語るものと云ふべし。之を要するに加奈陀に於ける官營年金の契約者は安全且確實なる放資を望みて、死なる條件に關して賭博を弄するを好まず、換言すれば彼等は最後の準備と云ふが如き單純なる理由によりては未だ以て年金に對する満足の意を表するを得ざるなり。

五 年金契約者の職業別及社會階級別

官營年金制度が「カートライト」の首唱によ

り、始めて上院に提出せられたる際之に對する有力なる反對論の一は恐らく該制度が痛切に養老年金を要するが如き最下層の階級には到達せざるべしとの批難なりき。然るに爾來六年有餘に及べる實施の成績に徴すれば、遺憾ながら右の駁論は大に肯綮に當れることを承認せざるべからず。實際加奈陀の官營年金は最下層の貧民に及ばず、僅に中産階級以下に比較的普及せるの事實を以て満足せざるを得ざるの状態にして、稍々社會政策上見るべきの現象は儲者として生計の資料を得るに過ぎざる階級の間割合多數の契約者を有するの一事なりとす。

次に右の關係を闡明する爲め予は年金局の作製したる年金契約者の職業別表を論評せん。此職業別表は年金申込の際其職業を明示せる六百三人の契約者に就き之を十個の團體に分ちて觀察せるものなり。即ち十個の團體とは(一)農業者(二)自由職業者 Professional classes (三)金

融業者及商業者 Financiers & merchants (四)政府吏員 (五)鐵道從業者 (六)商業使用人及代理商 (七)奴婢 (八)熟練職工 Skilled artisans (九)勞働者 (十)婦女小兒等是なり。此分類に對しては疑問尠ならず、例へば教師は果して孰れの團體に屬せしむるを正當とすべきや。即ち彼等は自由職業者として辯護士等と同類に屬すべきか、或は所得の徑路によりて商業使用人と一體を爲すべきか等は先づ解釋を要すべき重要問題なり。教師を斯く重視する理由は彼等が年金契約者の大多數を占むるが故にして、實際右の六百餘の契約者の内八十九人の多きに達し全契約者數の十五「パーセント」に當れる程なり。而して其數は熟練職工及勞働者の合計より遙かに多く、亦金融業者及商業者の團體よりも一層多數にして、總て自由職業者と稱せらるる者以外の孰れの階級よりも多數なり。されば教師が如何なる階級に屬するやは予の結論に對し

て重大なる關係を有するものなり。教師に比し其總數は遙に尠きも、全體より見て重要な地位に在るは商業使用人にして、三十九人を算し之に踵ぐは農業者三十八人、學生三十人、僧侶二十八人等なり。其他の職業者は極めて少く婦女小兒等は種々の雜分子を交へて總計四十一人に達せり。

更に方面を更へて全契約者を雇主と備者との階級に區別して觀察せんに、先づ雇主階級に屬すべきは農業者、自由職業者、商業者、金融業者、婦女小兒等にして、備者階級には政府吏員を除ける他の一切の職業者を挿入するを得べし。此分類を爲したる後若し前條の教師を雇主階級の内に加ふれば、同階級の契約者數は全體の六十一「パーセント」となり、備者階級は三十五「パーセント」、政府吏員の數は四「パーセント」を占むべし。然るに若し教師を備者階級に入れば、此區別は蓋し經濟上恰當のものなるべし

同階級の契約者數は全體の五十「パーセント」となりて、雇主階級は四十六「パーセント」に減少すべし。

是に由りて之を觀れば少額の俸給若くは賃銀を得て生計を維持するに過ぎざる階級によりて年金の過半が利用せらるゝことを論斷するも決して失當なる説明にはあらざるなり。尙少しく詳細の備者階級の内容を分析せんに、此内には通常賃銀取得者 (Wage-earners) てう階級に包擁せらるゝ熟練職工並に勞働者の數は甚だ少く、熟練職工は九「パーセント」にして勞働者は漸く四「パーセント」に達するのみなり、従つて此兩者を合計するも十三「パーセント」に過ぎざるなり。若し夫れ業務の性質上熟練職工の部類に入るべき鐵道從業者を加ふる時は、同階級者の數は幾分増加して十五「パーセント」となる。商業使用人殊に番頭手代は熟練職工より其所得は少額なりと雖も、賃銀取得者よりは少しく上

位の階級に屬するものとして觀察せらる。而して其數は全體の九「パーセント」なり。

以上の説明によりて次の結論を抽出するを得べし。曰はく加奈陀の官營年金は下層の貧民階級の間には普及せず。然れども所謂中庸生活 (moderate means) の者殊に備者階級の多數によりて利用せられたるは瞭然たる事實にして、即ち通常中産階級として知らるゝ所得者以下の間に多數の契約者を看るの現状なりとす。

六 結 論

加奈陀の年金局が其事業を開始してより今日に至る迄六年有餘の間に受入れたる年金契約の數は總計三千七百件にして、各事業年度に於て新に締結したる契約件數は實に左の如し。但し此内七十五件は當事者の死亡によりて契約消滅したるが故に現存するは既説の三千六百二十五件なりとす。

| | | |
|-----------|-------------|-------|
| 一九〇八年九月一日 | 一九〇九年三月三十一日 | 八〇 |
| 一九〇九年四月一日 | 一九一〇年 | 五六六 |
| 一九一〇年 | 一九一一年 | 一、〇六九 |
| 一九一一年 | 一九一二年 | 一、〇三一 |
| 一九一二年 | 一九一三年 | 三七三 |
| 一九一三年 | 一九一四年 | 三一八 |
| 一九一四年 | 一九一五年 | 二六三 |

右の表によりて明かなる如く事業開始當初の三年間は長足の發展を看たれども、四年度に至りて一頓挫を來たし爾來萎靡振はざるに至れり想ふに斯る衰況を呈したるは全く流布の手段に職因するものにして、其以前は専ら口舌によりて勧誘するの方針を採りしが、同時期に至りて單に廣告を爲すに止めたるの結果ならむ。是れが爲め經營費は約三分の一に低減するを得たれども、却て事業の發展を阻碍し、年々の膨脹率は前期の三分の一に減少して利害相半ばするの奇怪なる現象を呈したり。

是れを要するに加奈陀の經驗に徴すれば、官

日英兩國の選舉法改正

山 崎 宗 直

營年金制度が老貧者問題の解決策として決して絶望の方策にあらざることは略ぼ之を闡明し得たるが如し。勿論加奈陀の年金制度は日傭職工又は勞働者の如き最下層の勞働者階級の間には普及するを得ざりき。然れども商業使用人、教師並に其れと同一の社會階級に屬する者の間に在りて大に其注意を喚起したるは瞭然たる事實にして、殊に官營制度が年金事業を營む生命保險會社に比し優秀の成績を收め得たるは吾人の注目すべき所なり。蓋し同制度が流布の方法を中途にして改めざりせば、其成績は今日の如き遅々たる状態に止まらずして、尙幾分の發達を看たるならむ。是れ加奈陀官營年金を論ずる者の等しく察知する所なりとす。

(大正四年十一月十二日稿了)

一 序言

我國の衆議院議員選舉法改正の論議は久しき問題なるが、早晚其實現を見ることゝなるべきを以て、我國に於ける立憲政體の基礎を益々強固なる土臺の上に据へむ爲め、此政體の祖國なる英國に於ける庶民院議員選舉法改正の由來を研究し、就中選舉權の擴張、小選舉區制の復活選舉の指名日と投票日との區別の設定及大學の獨立選舉區等に干して其概略を述べ、我國朝野有識の士の參考に供するは強ち無益の勞に終らざるべし。

二 一千八百三十二年以前の選舉法

英國の選舉法改正の歴史は之を三期に區別す

ることを得べし。第一期は一千四百三十年以前の選舉法、第二期は一千四百三十年より一千八百三十二年に至る間の選舉法、第三期は一千八百三十二年の改正法より今日に至る間の選舉法即ち是なり。

(一) 第一、中古時代の選舉法

此時代の國會議員の選舉は郡市兩部共に郡奉行^リ之を掌りたりき。郡部選舉區に於ては、選舉人及被選舉人共に其地方在住者にして、郡法廷に參與するの權利を有する者は皆共に有權者なりき。郡部選出議員は所謂其郡部の武士の代表者即ち其地方在住の武家階級の代表者として國會に參與するものと思惟せられたり。

市部の選舉法は甚だ複雑、錯綜、不一統にして、一千八百三十二年の改正選舉法の成立迄は殆んど各市邑の自由に放任せられ、各市邑によりて其有權資格を異にせしが、有權者は凡そ左の四種に區別することを得るが如し。

- (イ) 土地保有權の所有者
- (ロ) 一定の市税を上納する市住民
- (ハ) 特許市邑の自由民
- (ニ) 市邑團體の役人

此等の權利は大に濫用せられ惡弊限なく、政府は常に其選舉に干渉し之を左右せしのみならず、往々極めて少數の貴族或は富豪數人の議員選出權ある市選舉區を獨占し、或時は一選舉區に一名の有權者の外なく其有權者は自ら自己を選出して代議士となりたりと云ふ滑稽談さへありたる程なりき。故に、此時代に於ては市部の選舉は腐敗其極に達し、國民の意思は郡部の選舉にありて確かめらるゝことゝ思惟せられたり

(二) 第二、近世期時代の選舉法

然るに一千四百三十年ヘンリ第六世の時代に於て、郡部選舉資格は年額金四拾志(現在の金參四拾磅以上に相當するなるべし)の賃借價值ある自由保有權ある土地所有者に限定せられた